

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置
金融02	企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）
金融03	不動産投資法人における未収賃料の特例

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2金融01）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置 (-)							
措置内容	平成30年度時点	-							
	令和元年度税制改正以後	-							
	令和2年度税制改正以後	-							
政策目的		コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境を整備することで日本経済の底支えを図ること。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税						
関係条項		-							
要望内容		金融機関が実施する中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度末比増加額の一定割合を、既存の一括評価貸倒引当金損金限度額に上乘せし、損金算入限度額を拡大する。							
創設年度	-	過去の政策評価の実績			-			区分	新設

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① コロナ禍による経済への影響は予断を許さない状況が継続している他、現時点において、政府による当面の資金繰り支援政策も行われている状況であり、将来において求められる資金繰り支援の水準を定量的に示すことに馴染む施策ではない。</p> <p>② コロナ禍による経済への影響は予断を許さない状況が継続しており、現時点において企業の資金繰りが万全となる時点を予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、コロナ禍の中において積極的に中堅・中小企業向けプロパー融資を行う金融機関が適用対象となること、その適用数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢や、各金融機関の経営判断に影響されるため、金融庁において将来の適用数を予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、コロナ禍の中において積極的に中堅・中小企業向けプロパー融資を行う金融機関が適用対象となること、その適用数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢や、各金融機関の経営判断に影響されるため、金融庁において将来の減収額を定量的に予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること）に対する将来の効果について、「本措置が実現すれば、コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力が確保される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、コロナ禍の中において積極的に中堅・中小企業向けプロパー融資を行う金融機関が適用対象となること、その適用数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢や、各金融機関の経営判断に影響されるため、金融庁において将来の効果定量的に予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税2) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税2)	
		②: 上記以外の税目 —	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 ○ コロナ禍の影響が長引く中、資金繰りを含めた金融機関による事業者支援の必要性が増大。特に、制度融資ではカバーしきれない部分(プロパー融資)で金融機関に期待される役割は一層大きくなる。 ○ こうした中、金融機関が融資で積極的に新たなリスクを取ったとしても、税務上損金と認められる貸倒引当金は機械的に算出された低い水準に抑えられ、金融機関に税負担が生じることで貸出余力が損なわれる。 ○ このため、金融機関が期待される役割を果たし続けるためには、リスクを負っても、貸出余力が損なわれないよう支援していくことが必要。 《要望の内容》 ○ 金融機関が実施する中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度末比増加額の一定割合を、既存の一括評価貸倒引当金損金限度額に上乗せし、損金算入限度額を拡大する。 ※プロパー融資・金融機関が実行する国内勘定の企業向け融資のうち信用保証協会の保証がない法人事業性融資。 《関係条項》 —	
		担当部局	金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室
		評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 令和3年~令和5年
		創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	当面の間	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境を整備することで日本経済の底支えを図る。 《政策目的の根拠》 —	
		—	

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関が円滑かつ積極的な融資を行うことで日本経済の底支えに寄与する。	
		10 有効性等	①: 適用数 —
	②: 適用額	—	
	③: 減収額	調査中	
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置が実現すれば、金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境が整備され、日本経済の底支えが図られる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置が実現すれば、コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力が確保される。	
	⑤: 税収減を是認する理由等	コロナ禍の影響が拡大し、手元資金が枯渇する恐れがある中堅・中小企業への貸出余力を確保することで、価値ある事業の継続・発展を支え、日本経済の底支えを図るものであり、税収減以上の効果が期待できる。	

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、既存の税務手続の枠内で対応できるため、新たな補助金事業の運営等に追加の手続や費用の負担を求めるよりも、効率的である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置として、実質無利子・無担保融資があるが、融資対象が中小企業に限定されていることや、融資額の上限が限られること等により、適用範囲に限界があるため、本措置はこれを補う役割を担う。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2金融02）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加） (-)					
措置内容	平成30年度時点	-					
	令和元年度税制改正以後	-					
	令和2年度税制改正以後	-					
政策目的		事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		-					
要望内容		企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンドにより債権放棄が行われた場合についても、特例が措置されていた。新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた中小企業の事業再生が発生することから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置を復活させる。					
創設年度	-	過去の政策評価の実績	-			区分	新設

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）は、政策目的（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 企業再生税制の特例措置は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業再生が必要な中小企業の再生手法の選択肢を増やし、円滑な事業再生を促すことを目的とするものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、定量的な目標等の設定に馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業再生が必要な中小企業の再生手法の選択肢を増やし、円滑な事業再生を促すことを目的とするものである。その適用数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右される上、事業再生手法は対象企業の状況に応じて選択されるものであり、適用数を事前に定量的に予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 企業再生税制の特例措置が整備されることにより、指定を受けた事業再生ファンドが債権放棄を行うことが可能となるものであり、従前は税収が生じておらず、本措置による税収減も生じないものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）は、政策目的（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、抜本的な事業再生が必要な中小企業の再生手法の選択肢を増やし、円滑な事業再生を促すことを目的とするものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、定量的な効果等の予測に馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	企業再生税制の拡充(事業再生ファンドによる債権放棄の追加)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税13) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税11)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、特例(評価損の損金算入が可能等)が措置されていた(令和元年3月末まで)。 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた中小企業の事業再生が発生することから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置を復活させる。
		《関係条項》 —
5	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和3年～令和5年
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	当面の間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
		《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金

			融仲介機能の発揮をより一層加速させていく必要があることから、本特例措置の復活を要望したいと考えている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	II-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 抜本的な事業再生等が必要な中小企業が、企業再生税制の適用を受けやすくなることにより、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。
10	有効性等	①: 適用数	事業再生を行う中小企業が適用対象。
		適用額	—
		②: 減収額	—
		③: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて事業再生に取り組むケースについて、企業再生税制の適用を受けることが可能となり、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。
		④: 税収減を是認する理由等	本特例措置により、中小企業の事業再生・経営改善が促進されること、地域経済の活性化に繋がることから、税収減を是認する効果があるといえる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、金融機関等が直接債権放棄を行わず、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境を整備するものであり妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地域金融機関や地方公共団体等が連携して組成された事業再生ファンドの活動のために必要不可欠な措置であるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2金融03）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		不動産投資法人における未収賃料の特例 (投資法人に係る課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	投資法人のうち、多数の投資家又は機関投資家が出資していること等の要件を満たすものが、配当可能利益の額の90%超を配当として支払っていること等の要件を満たす場合には、その支払配当等の額の損金算入ができる。					
	令和元年度税制改正以後	他の法人の発行済株式又は出資の50%以上を有していないこととの要件における「他の法人の出資」に「匿名組合出資」を含める等の見直し					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		安定的な不動産証券化市場の形成に資すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第67条の15					
要望内容及び区分		新型コロナウイルス感染症対策の影響で、不動産投資法人において家賃の支払いの猶予に応じたために生じた一定の未収賃料相当につき、90%超配当要件の判定式の分母から控除するとともに、一定の調整措置を設けること。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H22金融03、H23金融02、H24金融02、H25金融05、H26金融01、H27金融05、H29金融02			区分	拡充

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	71	158,023,125	39.3%	21,997,658
H24	76	196,021,995	55.6%	26,093,394
H25	90	254,248,585	31.9%	33,549,176
H26	107	316,533,920	42.4%	41,795,861
H27	134	379,600,727	38.1%	47,500,780
H28	146	474,929,218	41.2%	56,568,087
H29	165	517,537,599	36.0%	61,422,789
H30	181	584,794,024	36.3%	69,418,663

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	不動産投資法人における未収賃料の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間に於いて、示されていない。</p> <p>③ 所期の測定指標（2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増する）から新たな測定指標（不動産投資法人の登録数）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた投資法人に対して措置を行うものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、定量的な目標設定に馴染む施策ではない。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症対策の施策に対する目標設定として、通常時を念頭に設定した目標は馴染まないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置法第67条の15全体による減収額は、事前評価書に記載した「適用額」の通り。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「租税特別措置法第67条の15全体による減収額は、事前評価書に記載した「適用額」の通り」との説明では、過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、減収額が適用額と同額であるとする算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置法第67条の15全体による減収見込み額は、事前評価書に記載した「適用額」の通り。なお、本特例の拡充自体は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた投資法人に対して措置を行うものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、将来の減収額予測に馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「租税特別措置法第67条の15全体による減収見込み額は、事前評価書に記載した「適用額」の通り」との説明では、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、減収見込み額が適用額と同額であるとする算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① リート等の資産総額は約26.6兆円の規模に成長した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「リート等の資産総額は約26.6兆円の規模に成長した」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする）に対する将来の効果について、「本措置が実現すれば、投資法人における投資ファンドとしての機能（導管性要件）の維持が可能となり、不動産証券化市場の安定化に資する」と説明さ</p>
--

れているが、定量的に予測されていない。
【金融庁の補足説明】
① 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた投資法人に対して措置を行うものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、定量的な効果の予測に馴染む施策ではない。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	不動産投資法人における未収賃料の特例
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 15) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 13)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 投資法人が利益の90%超を配当した場合には、その配当した金額につき、投資法人の所得の計算上、損金の額に算入することとされている。
		《要望の内容》 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、不動産投資法人において家賃の支払いの猶予に応じたために生じた一定の未収賃料相当につき、90%超配当要件の判定式の分母から控除するとともに、一定の調整措置を設けること。
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の15等
5	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成23年～令和5年
7	創設年度及び改正経緯	平成10年の金融システム改革法により制度が創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。 平成25年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成26年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成27年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。 平成28年度改正で一時差異等調整引当額について所要の措置が行われた。 平成30年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。
8	適用又は延長期間	当面の間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定的な不動産証券化市場の形成に資すること。
		《政策目的の根拠》 ○ 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋) 「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを

			目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」 ○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第百九十八号) (第1条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする。 (測定指標) 不動産投資法人の登録数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資法人の実態に即した課税関係となることで、不動産証券化市場の安定化に寄与である。
10	有効性等	①: 適用数	平成23年度:71件 平成24年度:76件 平成25年度:90件 平成26年度:107件 平成27年度:134件 平成28年度:146件 平成29年度:165件 平成30年度:181件 令和元年度:196件(見込み) 令和2年度:196件(見込み) 令和3年度:196件(見込み) 令和4年度:196件(見込み) 令和5年度:196件(見込み) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。 ※見込み値は以下の方法により推計 令和元年度:直近3年の増加数平均を平成30年度件数に加算。 令和2年度～令和5年度:令和元年度と同水準と仮定。

	②: 適用額	<p>平成 23 年度: 158,023 百万円 平成 24 年度: 196,021 百万円 平成 25 年度: 254,248 百万円 平成 26 年度: 316,533 百万円 平成 27 年度: 379,600 百万円 平成 28 年度: 474,929 百万円 平成 29 年度: 517,537 百万円 平成 30 年度: 584,794 百万円 令和元年度: 653,192 百万円(見込み) 令和2年度: 653,192 百万円(見込み) 令和3年度: 653,192 百万円(見込み) 令和4年度: 653,192 百万円(見込み) 令和5年度: 653,192 百万円(見込み)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。 ※見込み値は以下の方法により推計 令和元年度: 直近3年の増加額平均を平成 30 年度適用額に加算。 令和2年度～令和5年度: 令和元年度と同水準と仮定。</p>
	③: 減収額	—
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置が実現すれば、投資法人における投資ファンドとしての機能(導管性要件)の維持が可能となり、不動産証券化市場の安定化に資する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置が実現すれば、投資法人における投資ファンドとしての機能(導管性要件)の維持が可能となる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>投資法人は、投資ファンドの一つであり、法人ではあるものの、ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することが合理的である。</p>
	11: 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>

	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することを確保する必要があり、相当である。</p>
12:	有識者の見解	—
13:	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年8月